

奈良県特定最低賃金の改正決定にかかる答申について

奈良労働局長（伊達浩二）は、奈良地方最低賃金審議会（会長 伊藤忠道）に対し、平成 29 年 8 月 7 日に諮問をした、「奈良県特定最低賃金」の改正決定について、同審議会から 10 月 26 日に答申を受けました。

答申の内容は次のとおりです。

- 1 奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
改定額 時間額 860 円（引上額 14 円）
- 2 奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金
改定額 時間額 849 円（引上額 12 円）
- 3 奈良県自動車小売業最低賃金
改定額 時間額 851 円（引上額 11 円）

奈良労働局長は、同日付けでこの[答申の要旨](#)の公示を行いました。

この公示では、当該改正決定に異議のある関係労働者及び関係使用者は、11 月 10 日までに異議の申出書を提出することとしています。

異議申出がなければ、官報公示を経て、効力発生は本年 12 月 27 日からとなる予定です。

異議申出があれば、異議の内容等について、同審議会において再度審議が行われます。

～ 最低賃金についてのお問い合わせ先 ～

奈良労働局 労働基準部 賃金室

〒630-8790 奈良市法蓮町 387 奈良第 3 地方合同庁舎

電話番号：0742-32-0206 ファックス番号：0742-32-0212